

阿久比町空家解体工事費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、倒壊又は建築材等の飛散のおそれのある空家の解体工事を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、町民の良好な生活環境を確保することを目的とし、その交付に関しては、阿久比町補助金等交付規則（昭和53年阿久比町規則第13号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象となる空家)

第2条 補助の対象となる空家は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家法」という。）第2条第1項に規定する空家等のうち、建築物に附属する工作物及びその敷地を除く建築物であつて、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 町内に存する木造の空家で、床面積の2分の1以上が居住の用に供されていたものであること。ただし、空家が長屋又は共同住宅の場合は、全戸において現に使用されていないものであること。
- (2) 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅のうち、別表の評定項目の欄に掲げる各評定項目につき評定内容の欄に掲げる評定内容に応ずる評点の欄に定める評点を評点区分の欄に掲げる評定区分ごとに合計した評点（その合計した評点が当該評定区分ごとの最高評点を超えるときは、その最高評点）を合算した評点が100点以上である住宅（故意に破損等をさせたものは除く。以下「不良住宅」という。）であること。
- (3) 個人が所有する空家であること。
- (4) 所有権以外の権利が設定されていない空家であること。ただし、所有権以外の権利が設定されている場合であっても、当該権利の権利者が当該空家の解体について同意している場合は、この限りでない。
- (5) 空家法第22条第2項による勧告を受けていないこと。
- (6) この要綱に基づく補助金以外に、建築物の除却工事又は除却工事に類似する工事等に対する他の補助金等の交付を受けていないもの又は受ける予

定がないものであること。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 空家の所有者又は所有者の相続人であること。ただし、空家が共有である場合は、当該空家の解体について共有者全員の同意があること。
- (2) 町における税の滞納がない個人であること。
- (3) 阿久比町暴力団排除条例（平成23年阿久比町条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 同一会計年度内にこの要綱における補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象工事)

第4条 補助金の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象者が解体業者に依頼して行う空家の解体工事（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施するものに限る。）であって、空家の一部を解体する工事を除いたものとする。

2 前項に規定する補助対象工事は、補助決定の通知を受けた年度の1月末日までに完了するものでなければならない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象工事に要する経費の5分の4の額又は20万円のいずれか少ない額とする。ただし、その額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(判定申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助金交付申請前に不良住宅判定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 位置図
- (2) 正面玄関を含む複数の方向から撮影された空家の外観写真
- (3) 別表に掲げる各評定項目につき該当する評定内容の状況がわかる写真

(不良住宅の判定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、現地調査を行い、当該空家が不良住宅に該当するか否かを判定するものとする。

(判定結果の通知)

第8条 町長は、前条の規定による判定をした場合は、不良住宅判定結果通知書(様式第2号)により、第6条の申請をした者(以下「判定申請者」という。)に通知するものとする。

(交付申請)

第9条 前条の規定により、不良住宅に該当する旨の通知があった判定申請者は、空家解体工事費補助金交付申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 空家解体工事費補助事業計画書(様式第4号)
- (2) 空家の使用状況報告書(様式第5号)
- (3) 登記事項証明書又は所有者を確認できる書類
- (4) 解体工事業者の記名のある解体工事費の見積書
- (5) 町税の滞納がないことを証明する書類
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 前項第5号に規定する町税の滞納がないことを証明する書類については、前項の申請をした者(以下「交付申請者」という。)が町職員による町税の納付状況の確認について同意する場合は、町税納付状況確認同意書(様式第6号)をもってこれに代えることができるものとする。

(交付決定)

第10条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容の審査を行い、補助金を交付すべきものと認めた場合、又は交付すべきものと認めなかった場合は、空家解体工事費補助金交付・不交付決定通知書(様式第7号)により、交付申請者に通知するものとする。

(事業の実施)

第11条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた交付申請者(以下「補助決定者」という。)が交付の決定前に補助対象事業に着手した場合は、補助金を交付しないものとする。

(事業の変更)

第12条 補助決定者は、補助金の交付決定通知を受けた後において補助事業等の内容変更をしようとする場合は、空家解体工事費補助金変更承認申請書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに町長に提出するものとする。

- (1) 変更後の空家解体工事費補助事業計画書（様式第4号）
- (2) 解体工事業者の記名のある変更後の工事見積書

2 町長は、前項の規定による申請を審査し、相当と認めるときは、空家解体工事費補助金変更承認通知書（様式第9号）により、補助決定者に通知するものとする。

（事業の中止）

第13条 補助決定者は、空家の解体工事を中止するときは、次条に規定する実績報告書を提出するまでに、空家解体工事中止届（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第14条 補助決定者は、補助対象事業が完了したときは、当該工事の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の1月末日のいずれか早い期日までに、空家解体工事費補助金実績報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 工事請負契約書等の写し
- (2) 解体業者等の発行した領収書の写し
- (3) 着手前、工事中及び完了時の状態が確認できる工事写真
- (4) 産業廃棄物管理票A票又は電子マニフェストA票の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第15条 町長は、前条の規定による実績報告書を受領し、相当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、空家解体工事費補助金確定通知書（様式第12号）により補助決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第16条 前条による確定通知書を受けた者（以下「補助確定者」という。）

は、通知書を受けた日から起算して10日以内に空家解体工事費補助金支払請求書（様式第13号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書に基づき、補助確定者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第17条 町長は、補助確定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 第14条に定める期日までに実績報告書が提出されなかったとき。
- (4) その他町長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

（書類の保管）

第18条 補助確定者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の改正前の様式を用いて書類を作成する場合当該書類への押印を不要とする。

別表（第2条関係）

評定区分		評定項目	評定内容	評点	最高評点
1	構造一般の程度	基礎	ア 外観を観察し、構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45
			イ 外観を観察し、構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
		外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25	
2	構造の腐朽又は破損の程度	基礎、土台、柱又ははり	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	100
			イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はり腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50	
			ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険があるもの	100	
		外壁	ア 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地が露出しているもの	15	
			イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地が露出しているもの又は壁	25	

			体を貫通する穴を生じているもの		
		屋根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥落 又はずれがあり、雨もりがあるもの	1 5	
			イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒がたれ下がったもの	2 5	
			ウ 屋根が著しく変形したもの	5 0	
3	防火上又は避難上の構造の程度	外壁	ア 延焼のおそれのある外壁があるもの	1 0	3 0
			イ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	2 0	
		屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	1 0	
4	排水設備	雨水	雨どいがないもの	1 0	1 0

備考 一の評定項目につき該当する評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当する評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

様式第1号（第6条関係）

不良住宅判定申請書

年 月 日

阿久比町長 殿

申請者 住所

氏名

電話

阿久比町空家解体工事費補助金交付要綱第6条の規定による判定を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、判定のための町職員による空家への立入りについて、承諾します。

記

空家の所在地	阿久比町
添付する書類	1 位置図 2 正面玄関を含む複数の方向から撮影された空家の外観写真 3 別表に掲げる各評定項目につき該当する評定内容の状況がわかる写真

様式第2号（第8条関係）

不良住宅判定結果通知書

第 号
年 月 日

様

阿久比町長 印

年 月 日付けで申請のあった不良住宅の判定については、下記
のとおり判定したので、阿久比町空家解体工事費補助金交付要綱第8条の規定
により通知します。

記

空家の所在地	阿久比町
判定結果	不良住宅に 該当する ・ 該当しない
評 点	点

様式第3号（第9条関係）

（表）

空家解体工事費補助金交付申請書

年 月 日

阿久比町長 殿

申請者 住所

氏名

電話

阿久比町空家解体工事費補助金交付要綱第9条の規定により補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請金額 金 _____ 円

記

工事場所	阿久比町
補助対象工事に要する経費	円
事業工期	着手 年 月 日 完了 年 月 日
添付書類	(1) 空家解体工事費補助事業計画書（様式第4号） (2) 空家の使用状況報告書（様式第5号） (3) 登記事項証明書又は所有者を確認できる書類 (4) 解体工事業者の記名のある解体工事費の見積書 (5) 町税の滞納がないことを証明する書類 (6) その他町長が必要と認める書類

(裏)

収 支 予 算 内 訳 備 考	収入科目	予算額 (円)	積算の基礎
	自己資金		
	町補助金 (申請金額)		
	計		
	支出科目	予算額 (円)	
内 訳	補助対象工事に要する経費		
	計		
備考	・空家が共有である場合は、空家の解体について共有者全員の同意を得ています。		

※ 申請金額は、補助対象工事に要する経費の5分の4の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。）又は20万円のいずれか少ない額となります。

様式第4号（第9条・第12条関係）

空家解体工事費補助事業計画書

申請者		
工事場所	阿久比町	
用途	住宅	
形態	一戸建 ・ 長屋 ・ 共同住宅	
延べ面積	延べ面積： m ² （1階： m ² 2階： m ² ） （住宅以外の用途の延べ面積： m ² ）	
建築時期	年 月 日	
評点	点（≥100）	
区域等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地区画整理： 内 ・ 外 ・ 都市計画施設： 内 ・ 外 ・ その他（ ）内 	
解体事業者 ※1	業者名：	
	所在地：	
建設業許可番号・ 解体工事業登録番号	（床面積が80 m ² 以上の建築物の解体工事を行う場合）	
予定工期	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
補助対象工事に要する経費 （空家解体工事費※2）	その他の工事費	全体工事費見積額
	円	円

記入上の留意事項

※1 床面積が80 m²以上の建築物の解体工事を行うには、建設業許可（土木、建築、又は解体工事業）又は解体工事業登録のある事業者である必要があります。

※2 空家解体工事費は工事見積書の工事額と整合を図ってください。

様式第5号（第9条関係）

空家の使用状況報告書

年 月 日

阿久比町長 殿

申請者 住所

氏名

補助対象となる空家の使用状況を下記のとおり報告します。

記

1 空家所在地 阿久比町

2 空家の使用状況について

年 月	経 緯
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	

※ 報告内容について、虚偽の内容はないことを誓約します。報告内容に虚偽があった場合、補助金の交付決定を取消しの上、補助金を返還することに同意します。

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

阿久比町長 殿

申請者 住所
氏名

町税納付状況確認同意書

阿久比町空家解体工事費補助金交付に係る審査を行うため、町職員が町税の納付状況について、調査することに同意します。

※ この同意書を提出されない場合には、町税の納税証明書等町税の滞納がないことを証明する書類（手数料必要）を提出してください。

第 号
年 月 日

様

阿久比町長

印

空家解体工事費補助金 交付・不交付 決定通知書

年 月 日付けで申請のあった空家解体工事費補助金については、下記のとおり決定したので、阿久比町空家解体工事費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

- 1 交付・不交付の別 交付する。
不交付とする。
(不交付とする理由：)
- 2 空家所在地 阿久比町 _____
- 3 交付決定額 金 _____ 円

様式第8号（第12条関係）

空家解体工事費補助金変更承認申請書

年 月 日

阿久比町長 殿

申請者 住所
氏名

年 月 日付け 阿 第 号で交付決定のありました
阿久比町空家解体工事費補助事業を、下記により変更したいので、阿久比町空
家解体工事費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、関係書類を添えて
申請します。

記

- 1 変更補助申請額 _____ 円
- 2 空家所在地 阿久比町
- 3 変更の内容
- 4 変更の理由
- 5 添付書類
 - (1) 変更後の空家解体工事費補助事業計画書
 - (2) 解体工事業者の記名のある変更後の工事見積書

様式第9号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

阿久比町長

印

空家解体工事費補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった空家解体工事費補助金の変更については、阿久比町空家解体工事費補助金交付要綱第12条第2項の規定により、補助金の交付決定額を変更したので通知します。

記

1 空家所在地 阿久比町

2 変更後の交付決定額 金 _____ 円

様式第10号（第13条関係）

空家解体工事中止届

年 月 日

阿久比町長 殿

申請者 住所

氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた
空家解体工事については、下記のとおり中止したいので、阿久比町空家解体工
事費補助金交付要綱第13条の規定により届け出ます。

記

1 空家所在地 阿久比町

2 中止の理由

様式第11号（第14条関係）

空家解体工事費補助金実績報告書

年 月 日

阿久比町長 殿

申請者 住所

氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた
補助事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

1 事業概要

2 事業予算・決算

別紙1のとおり

3 事業実績

別紙2のとおり

4 添付書類

- (1) 工事請負契約書等の写し
- (2) 解体業者等の発行した領収書の写し
- (3) 着手前、工事中及び完了時の状態が確認できる工事写真
- (4) 産業廃棄物管理票A票又は電子マニフェストA票の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

別紙 1

事業予算の決算報告書

費目	予算額	決算額	備考
歳入の部			
自己資金	円	円	
町補助金	円	円	
計	円	円	
歳出の部			
補助対象費	円	円	
対象外工事費	円	円	
計	円	円	
差引残高			

別紙 2

事業実績報告書

実施年 ・月	事業名	事業費		事業内容
		全体事業費	円	別紙書類のとおり 工事完了日 年 月 日
		うち 補助対象費	円	
		補助金額	円	

様式第12号（第15条関係）

第 号
年 月 日

様

阿久比町長

印

空家解体工事費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助金については、下記のとおり確定したので、阿久比町空家解体工事費補助金交付要綱第15条の規定により通知します。

記

- 1 空家所在地 阿久比町
- 2 確定補助額 金 _____ 円

